

令和6年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト
及びデータ制作等業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称
令和6年度埼玉県広報紙「彩の国だより」デザイン・レイアウト及びデータ制作等業務
- 2 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
（令和6年5月号から令和7年4月号まで）
- 3 委託金額
総額 金 円
（うち消費税額及び地方消費税額 円）
ア 彩の国だより 8ページもの（年間11回）
月1回発行につき
金 円
イ 彩の国だより 12ページもの（年間1回）
月1回発行につき
金 円
（うち消費税額及び地方消費税額 円）
エ ホームページ更新データの制作
月1回発行につき
金 円
（うち消費税額及び地方消費税額 円）
- 4 契約保証金 ○○分の○以上又は免除

上記の委託業務について、委託者埼玉県と受託者●●●●●●●●●●は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和6年4月1日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
委託者 埼玉県

埼玉県知事 大野 元裕

住所
受託者 ○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

別添

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 県広報紙「彩の国だより」は、甲が、県民に対し県政重要施策の広報や県政情報、県主催の催し物、試験の案内などの情報を提供し、県政への理解と協力を得ることを目的に発行している。また、県広報紙は県民全体を対象としており、年齢・性別等を問わず読みやすく広く受け入れられる紙面にする必要がある。このため、本委託業務は、県の意図をくみ取り分かりやすい紙面を作成する優れたデザイン・レイアウトとしなければならない。

3 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(事務処理の方法)

第2条 乙は、本契約書及び別添の「令和6年度埼玉県広報紙『彩の国だより』デザイン・レイアウト及びデータ制作等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」等に基づいて誠実に履行しなければならない。

(委託内容)

第3条 委託内容は、イラスト・カット、地図、図表、その他必要なパーツの制作、写真の撮影、紙面のデザイン・レイアウト、DTPデータの制作及び校正、ホームページ更新データの制作等、仕様書のとおりとする。

2 乙は、仕様書に基づき、その成果品を履行期間内に納入しなければならない。

(契約保証金の納付方法等)

第4条 乙は、甲の指示する手続きに基づき、甲が発行する「納付書兼領収書」により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関で納付しなければならない。

2 甲は、この契約締結後、仕様等の変更により執行予定額が増加した場合は、契約保証金の金額を増加することができる。この場合、乙は甲の指示する手続きに基づき、納付済みの契約保証金との差額を納付しなければならない。

3 甲は、乙がこの契約を履行した時は、遅滞なく、当該契約保証金を乙に返還するものとする。

4 契約保証金には利子を付さないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第6条 甲は、監督員を置いたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。

その者を変更したときも、同様とする。

(業務責任者)

第7条 乙は、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況について検査し、又は報告を求めることができる。

2 前項による検査又は報告の結果、甲が不相当であると認める事項があったときは、甲は、乙に対して改善を指示することができる。

3 前項による甲の指示があったときは、乙は、速やかに改善して甲に報告しなければならない。

(履行期間の延長)

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めるときは、履行期間を延長することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(検査)

第11条 乙は、各号の業務が完了したときは、速やかに別添の完了報告書をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指示に基づき遅滞なく成果品の補正を行わなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(委託金額の支払)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲の指示する手続に従って、甲に委託金額（3のア又はイのうち当該号の金額）の支払を請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に、乙に当該金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金等)

第13条 乙の責めに帰すべき理由により契約の履行遅延があったときは、遅延日数に応じ、前条に定める金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときはこの限りでない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第 14 条 この契約に関し、乙（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の変更)

第 15 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(甲の催告による契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認

められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第 5 条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。

(3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。

(9) 乙の責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。

(10) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を

解除することができる。

(乙の損害賠償義務等)

第 18 条 第 15 条及び前条第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が契約金額の 10 分の 1 に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に支払わなければならない。

3 第 16 条及び前条第 1 項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(秘密の保持等)

第 19 条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託等の禁止)

第 20 条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(損害賠償等)

第 21 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

2 業務の処理に関して発生した損害（個人情報等の取扱いにより発生した損害、第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

3 乙は、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第 22 条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第 23 条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し(甲に関する部分に限る。)の提出について、協力を要請することができる。

(危険負担)

第 24 条 乙は、契約締結後、甲の検査完了までの間に、甲、乙双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害について、一切を負担すること。

(契約の費用)

第 25 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 26 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

(定めのない事項等)

第 27 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合については、甲、乙協議して定めるものとする。

別添

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

埼玉県知事 大 野 元 裕

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

下記業務が令和 年 月 日に完了したので、報告します。

記

契 約 名	
契 約 金 額	
業 務 内 容	
成果品(データ)	別添のとおり